4. (1) 平成29年度改善意見への対応状況について(案)

平成29年度改善意見(平成29年7月13日)

実施状況(最終報告)

(1)鉄道助成業務の適正かつ効率的な執行

事前の補助金審査計画の策定、各審査担当者間の 情報の共有により、鉄道助成業務の適正かつ効率的な 執行に一層努めること。また、現地審査に当たっての審 査日程の設定、人員等の配置の効率的な実施に努める こと。

- (2) 鉄道事業者等への助成制度の浸透に向けた取組み助成制度に関する情報提供と共に、助成制度に対する質問等を受けられる仕組みの構築を検討するなどにより、助成制度の浸透を図ること。
- (3)第4期中期計画を策定する上での鉄道助成業務への適切な配慮

これまでの鉄道助成業務の経緯を踏まえ、鉄道助成業務の適正かつ効率的な実施が業務活動に徹底されるよう次期中期計画の策定に当たって、十分配慮すること。

- ・ 適正かつ効率的な執行を図るため、現地審査集中時期の前に、28年度の現地審査 から得た知見や情勢変化を考慮し、また、鉄道助成業務担当者連絡会を開催して情報 共有や対応策を検討した上で、補助金審査計画を策定するようにした。
- ・ 現地審査集中時期の効率的な実施を図るため、調整が整った審査対象事業者から可能な範囲で年度末から前倒した時期の現地審査の実施、審査実施箇所が地理的に近いエリアを考慮した行程の徹底を図った。なお、契約件数が一定程度を超える事業において行うことができるとしている抽出審査を29年度も実施した。
- ・ 助成制度に対する質問等を受けられる仕組みとして、鉄道助成業務に関する窓口メールアドレスを新たに設定し、鉄道助成ガイドブック等の配布に合わせて周知した。これにより、随時質問等を受けると共に、適宜質問者に回答する仕組みを構築した。この仕組みを活用し一層の助成制度の浸透を図っている。
- ・ 第4期中期計画策定に当たっては、鉄道助成業務の適正かつ効率的な執行が徹底されるように、第三者委員会からの改善意見の審査業務への反映、補助金審査業務のノウハウの承継及びスキルアップのための職員研修等の確実な実施を盛り込んだ第4期中期計画を策定した。

(2) 第4期中期目標、第4期中期計画及び平成30年度計画について

第4期中期計画(抜粋) 第4期中期目標(抜粋) 平成30年度計画(抜粋) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下 国土交通大臣は、独立行政法人通則法 機構」という。)は、独立行政法人通則法(平 (平成11年法律第103号)第29条第1項の 規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸 成11年法律第103号)第31条の規定に基づ 施設整備支援機構(以下「機構」という。)が き、平成30年度における業務運営に関す 達成すべき業務運営に関する目標(以下「中 る計画を以下のとおり定める。 期目標」という。)を定める。 1. 政策体系における法人の位置付け及び 1. 政策体系における法人の位置付け及び役 割 (ミッション) 役割(ミッション) 我が国が直面する人口急減、少子化、超 我が国は、人口急減、少子化、超高齢化とい 高齢化という大きな課題に対し、国内の地域 う大きな課題に直面しており、このような社会的 な制約を解決するため、運輸分野において公共 間、国内と海外との間におけるヒト、モノ等の 「対流」の促進により次世代へと豊かな暮らし 交通の果たす役割は大きい。 をつないでいくことは極めて重要である。 そのため、国においては「交通政策基本計 画」(平成27年2月13日閣議決定)等を定め、 機構は、特殊法人等改革の一環として、前 身の日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業 我が国社会の持続的発展のため、様々な政策 団の統合により、平成15年10月に新たに独 を実現しようとしている。鉄道建設・運輸施設整 |備支援機構(以下「機構」という。)は、このよ 立行政法人として発足した機関であり、鉄道 の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海 うな政策を実現するため、確かな技術力、豊 上運送事業者等による運輸施設の整備を促 富な経験、高度な専門知識を最大限に発揮し 進するための助成その他の支援に関する業持続可能で活力ある国土・地域づくりの実現 に貢献するという役割を果たす必要がある。 務を行っている。 その際留意すべきは、これら政策のすべて これらの業務の実施においては、「独立行 政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 を機構が実施するのではなく、民間企業等の 25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、中期 みで実施できることはそれらに任せ、民間企 目標管理法人として国民に対する説明責任 業等のみで実現できない役割を果たす を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大 重要である。 化を図るとともに、「交通政策基本計画」(平 特に、整備新幹線整備や都市鉄道利便向上 成27年2月13日閣議決定)、「総合物流政策 施策などは、機構が有する高速鉄道その他の 鉄道建設に関する技術や知見を十分に活用す 大綱」(平成29年7月28日閣議決定)等にお ける公共交通に関する政府方針を実現すべ るものであり、船舶共有建造事業などは、民 間に任せるだけでは課題の解決が進まない状 く、適切に遂行しているところである。 機構の担う役割は、上記の政府方針の実 | 況であることから、国内海運政策を実現する 現に向けて、機構の有する高度な技術力や ために必要不可欠な業務について、民業補完 専門性を活かし、独立行政法人通則法第2条 する形で実施するものである。

の趣旨も踏まえ、民間企業等との適切な役割 これらの役割を果たし、国土交通大臣が定

分担に留意しながら、輸送に対する国民の需|めた機構の中期目標(平成30年4月1日か 要の高度化、多様化に的確に対応した大量 上に寄与することである。

ら平成35年3月31日までの5年間の目 輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を 標。以下「中期目標」という。)を達成する 図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向ため、独立行政法人通則法(平成11年法律第 103号)第30条第1項の規定に基づきとるべき 措置等を以下のとおり定める。

2. 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日 までの5年間とする。

2. 中期計画の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日ま での5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指 針」(平成27年5月25日改定)における「一 定の事業等のまとまり」は、本章中の「(1)鉄 道建設等業務」、(2)鉄道助成業務等、(3) 船舶共有建造等業務、(4)地域公共交通出 資業務等、(5)特例業務(国鉄清算業務)と する。各業務については、関係機関と十分な 連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行 する。

(1) 鉄道建設等業務・・・・省略

3. 国民に対して提供するサービスその他の 1. 国民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する目標を達成するた めとるべき措置

業務の質の向上に関する目標を達成するた めとるべき措置

- (1)鉄道建設等業務・・・省略
- (2)我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組|(2)我が国鉄道技術の海外展開に向けた取 みに対する技術協力・・・省略
- (3)鉄道施設の貸付・譲渡の業務等・・・ 省略
- (1)鉄道建設等業務・・・省略
- 組みに対する技術協力・・・省略
- (3)鉄道施設の貸付・譲渡の業務等・・・ 省略

(2) 鉄道助成業務等

鉄道助成

機構では、交通インフラ・ネットワークの機 正かつ効率的に実施する。

(a) 確実な処理・適正かつ効率的な執行 鉄道関係業務の資金の移動(勘定間繰入・ 繰戻)及び補助金交付について、第三者委

(4) 鉄道助成業務等

①鉄道助成

機構は、交通インフラ・ネットワークの機能拡 能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都 充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道 |市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・||等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策||鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防 防災対策に対する補助等による支援及び新しに対する補助等による支援及び新幹線譲渡代 幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正 に実施していく。

勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等に 員会の助言の必要部分を審査業務の改善に一ついて、法令その他による基準に基づき確実に一について、法令その他による基準に基づき確

(4) 鉄道助成業務等

①鉄道助成

機構は、交通インフラ・ネットワークの機能 充実・強化に資するため、整備新幹線、都市 災対策に対する補助等による支援及び新幹 かつ効率的に実施していく。

勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等 反映させること、審査ノウハウの承継やスキル 処理するとともに、標準処理期間内(補助金等 実に処理するとともに、標準処理期間内(補 かつ効率的に執行する。

〈指標〉

- ・補助金審査に係る機構職員向け研修の 度から平成29年度までの平均受講率・81 %)
- (b) 助成制度に関する情報提供等の推進 鉄道事業者等による各種助成制度の効果 的な活用を支援するため、鉄道助成制度に や周知活動を積極的に推進する。 〈指標〉
 - ・鉄道助成制度に関するガイドブックの地 方公共団体・鉄道事業者等への配布部数 (前中期目標期間実績:平成27年度か ら平成29年度の平均配布部数・809部)

(c) 債権の確実な回収等

既設四新幹線の譲渡代金、無利子貸付資 る。

〈指標〉

譲渡代金及び無利子貸付資金につい て、約定等に沿った回収を行った件数(前 中期目標期間実績:平成25年度から平成 29年度(見込み)までの回収件数・譲渡代 金:年間6件、無利子貸付資金:年間6件)

アップのための機構職員向け研修の実施等 支払請求から支払まで30日以内、国の補助金 助金等支払請求から支払まで30日以内、国 により、法令その他による基準に基づき確実 の受入から給付まで7業務日以内)に執行できの補助金の受入から給付まで7業務日以内) に処理するとともに、標準処理期間内に適正 **るよう適正かつ効率的に処理する。また、「鉄道** 助成業務の審査等に関する第三者委員会」から の改善意見の必要部分を審査業務の改善に反 |映させること、及び審査ノウハウの承継、スキル|報告し、得られた改善意見の必要部分を審査 受講率(前中期目標期間実績:平成25年 アップのための職員研修を実施すること等によ |り、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成|ハウの承継、スキルアップのための職員研修 業務の更なる充実強化を図る。

また、鉄道事業者等による各種助成制度の 効果的な活用を支援するため、鉄道助成ガイド 関するガイドブックの配布等による情報提供 ブックの配布等による情報提供や周知活動を積 極的に推進する。

の更なる充実強化を図る。 また、鉄道事業者等による各種助成制度 |の効果的な活用を支援するため、最新の助 成事例を盛り込んだ鉄道助成ガイドブック及 びパンフレットの作成配布、ホームページで の公表を行うとともに、助成対象事業の適正 な執行のために、執行に係る基本的な考え方 を助成対象事業者に対して改めて周知する。

に執行できるよう適正かつ効率的に処理す る。また、「鉄道助成業務の審査等に関する

第三者委員会」に助成業務の実施状況等を

業務の改善に反映させること、及び審査ノウ

等を一部見直し実施すること等により、業務

遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務

さらに、既設四新幹線の譲渡代金、無利子貸 金について、約定等に沿った確実な回収を図し付資金について約定等に沿った確実な回収を るとともに、これらに係る債務を確実に償還す一図るとともに、これらに係る債務を確実に償還す る。

さらに、既設四新幹線の譲渡代金(平成3 0年度回収見込額724億円)、無利子貸 付資金(平成30年度回収見込額284億 円)について約定等に沿った確実な回収を図 るとともに、これらに係る債務を確実に償還す る。

(3) 審査等業務の平成30年度の主な取組みについて(案)

1. 審査業務の適正・効率的な執行

(1)過去の課題への対応

平成23年11月の会計検査院決算検査報告書において、①委託工事に係る 消費税相当額の算定が適切でなかった、②補助の対象とならない設備の新設等 に要した費用について補助金が交付されていた、との指摘があった。また、平 成22年度の補助金交付において、補助事業者からの過大申請に基づき交付し た(補助金の返還命令を実施)事例があった。

今年度も、補助金交付に係る手続きが適正に行われるよう、引き続き、事例等を拡充し改訂した「都市・幹線鉄道関係補助金執行事務手続事例集」を補助事業者に配布し、注意喚起を行う等の取組みを実施する。また、内部統制の観点から、平成24年度から実施している補助金執行業務についての鉄道助成部内の内部審査を、引き続き実施する。

(2)補助金等に関する受給団体の法令遵守体制の確保

補助金交付業務の執行に際しては、これまでも関係法令に基づき適正に執行してきたところであるが、受給団体の不正受給・不正使用の防止を徹底するため、関係法令を遵守すべきこと、交付決定の取消し等に係る制度があること等を引き続き周知徹底するとともに、不正受給・不正使用があった場合にはその旨をホームページに公表する。

また、本年度の現地審査の機会を捉え、直接補助金受給団体に対し周知する。 さらに、法令遵守の状況及び補助事業への責任者の関与など、法令を遵守する体制を確認する。

(3)適正かつ効率的な現地審査の実施

昨年度までと同様、誤処理のないよう補助金の受払い確認を徹底するととも に、現地審査の実施にあたっては、以下の検討を踏まえ、補助金審査計画を 11月中に作成し、現地審査に臨む。

① 補助金審査計画については、これまでの審査結果から得た知見や情勢変化を考慮し、補助金交付業務担当者間での意見交換会において継続的に対

策の検討を行った上で策定する。

- ② 抽出基準については、第三者委員会での議論を踏まえ、抽出件数に加え金額についても補助対象事業費の1/4程度を上回るよう抽出する。
- ③ 現地審査集中期間への対応策については、審査集中の負担軽減を図るため、可能な範囲での前倒し審査を実施するとともに、必要に応じて鉄道助成部内職員の臨機応変な活用による現地審査を行う。また、これに必要な事前の業務情報の共有等を行う。

2. 適正・円滑な補助事業実施のための補助対象事業者への周知

平成30年度予算の補助対象事業者に対して、事業開始年度前に事務連絡を 発出することにより、補助事業の実施に係る基本的な考え方や留意事項につい て周知した。

さらに、本年度初めての試みとして、補助事業の適正・円滑な遂行のため、 補助事業の実施に係る基本的な考え方や留意事項等を周知する説明会を開催す る。

3. 助成制度に対する理解促進のための情報提供

鉄道助成ガイドブックについて、6月末に改定・配布するとともに、機構ホームページ及び助成制度に関するパンフレットを活用し、鉄道事業者及び関係地方公共団体における、鉄道助成制度に対する理解促進を図るための情報提供を行う。

また、昨年度設定した鉄道助成部へのメールアドレスを鉄道事業者等へ周知を図り、鉄道事業者等からの補助金に対する問い合わせ等を受けやすくする。

4. 職員の能力向上

補助金業務執行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図るため、補助金審査にあたり備えておくべき基本的事項や専門性の高い知識(バリアフリー基準や鉄道技術等)を習得するための研修等、職員能力向上を目的とした研修等を研修計画に基づき、計画的に実施する。